

平成25年3月土佐清水市議会定例会会議録

第18日（平成25年3月22日 金曜日）

～～～～・～～～～・～～～～

議事日程

日程第1 議案第1号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」から議案34号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」までの議案34件並びに平成24年12月土佐清水市議会定例会で付託した議案の審査結果について

（委員長報告、質疑、討論、採決）

日程第2 委員会の閉会中の継続審査について

日程第3 議員派遣について

～～～～・～～～～・～～～～

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第3

～～～～・～～～～・～～～～

議員定数 14人

現在員数 14人

～～～～・～～～～・～～～～

出席議員 14人

1番	矢野川 周 平 君	2番	森 一 美 君
3番	小 川 豊 治 君	4番	西 原 強 志 君
5番	永 野 裕 夫 君	6番	岡 林 喜 男 君
7番	永 野 修 君	8番	岡 崎 宣 男 君
9番	瀧 澤 満 君	10番	岡 林 守 正 君
11番	仲 田 強 君	12番	井 村 敏 雄 君
13番	橋 本 敏 男 君	14番	武 藤 清 君

～～～～・～～～～・～～～～

欠席議員

な し

～～～～・～～～～・～～～～

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 岡崎 光正 君 局 長 補 佐 亀谷 幸則 君

議 事 係 長 池 正澄 君 主 査 宮地 一豊 君
主 事 坂本 壮 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

出席要求による出席者

市 長	杉村 章生 君	副 市 長	吉村 博文 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	酒井 紳三 君	税 務 課 長 兼 固 定 資 産 評 価 員	浦中 伸二 君
企 画 財 政 課 長	山田 順行 君	総 務 課 長	山崎 俊二 君
消 防 長	濱田 益夫 君	消 防 次 長 兼 消 防 署 長	弘田 正明 君
健 康 推 進 課 長	山下 毅 君	福 祉 事 務 所 長	二宮 真弓 君
市 民 課 長	横山 周次 君	環 境 課 長 兼 清 掃 管 理 事 務 所 長	坂本 和也 君
ま ち づ く り 対 策 課 長	木下 司 君	産 業 振 興 課 長	磯脇 堂三 君
産 業 基 盤 課 長	文野 喜文 君	水 道 課 長	山本 豊 君
じ ん け ん 課 長	中山 直喜 君	し お さ い 園 長	倉本 和典 君
教 育 長	村上 康雄 君	学 校 教 育 課 長	黒原 一寿 君
生 涯 学 習 課 長 兼 中 央 公 民 館 長	山下 博道 君	教 育 セ ン タ ー 所 長 兼 少 年 補 導 セ ン タ ー 所 長	武政 聖 君
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	徳井 直之 君	監 査 委 員 事 務 局 長	中山 優 君

〜〜〜〜・〜〜〜〜・〜〜〜〜

午前10時00分 開 議

○議長（岡林守正君） 皆さん、おはようございます。定刻でございます。

ただ今から平成25年3月土佐清水市議会定例会第18日目の会議を開きます。

日程第1、市長提出議案第1号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」から議案34号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」までの議案34件並びに平成24年12月土佐清水市議会定例会で付託した議案の審査結果についてを一括議題といたします。

ただ今から、各委員会の審査結果について報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長 西原強志君。

(予算決算常任委員会委員長 西原強志君登壇)

○予算決算常任委員会委員長（西原強志君） おはようございます。

今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第5号「平成25年度土佐清水市一般会計予算について」

(1) 歳入中については、特に意見もなく了承いたしました。

(2) 歳出中、2款1項7目19節 宿毛佐伯航路存続支援事業負担金について

宿毛佐伯フェリーの存続が危うくなり、継続的に負担金を支出しているが、実際の効果はあるのかとの質問が出されました。

執行部によりますと、運航会社の状況は、昨年度は豪雨の影響や稼ぎ時に運休があったこと。燃油の高騰が続きいまだに高止まりであること。こういう中で燃油代も完納されていない状態であるとのこととあります。なお、経営改善にも取り組んでいるが、経営は厳しい状況にあるとのこととあります。

委員からは、厳しい状況が新聞で報道されて、議会が初めて知ったことが過去にもあったので、今後、宿毛佐伯フェリーの存続にかかる協議事項等具体的な内容を定期的に議会へ報告願いたいとの意見が出されました。

また、以前の決算審査において、関係自治体が支出する負担割合を算定する際には、利用者割も考慮するよう提案した経過があるがどうなったのかとの質問も出されました。

これに対し、25年度までは、今のような状況で支援することになっているが、それ以降、支援するかしないかを含め、関係自治体で検討することになっている。もし支援することになれば、その旨、提案するとともに、その動向等も所管委員会に報告したいとのこととあり、了承いたしました。

同じく、3款1項2目13節 集落を支える拠点づくり事業について

本事業の委託を予定しているNPOに、あったかふれあいセンター事業や中山間地域移動手段確保支援事業等もあわせ、多額の委託料が支払われることになるが、それぞれ事業委託に係る専門的スキルはあるのか。複数の事業を同じNPO法人に委託することについてはどうか等の意見が出されました。

執行部によりますと、本来の目的は福祉活動の団体であり、現在依頼している業務はしっかりと実施している。中山間地域移動手段確保支援事業については、利用者の搭乗に係るコーディネートを担当するとのこととあります。

また、今回の事業を通じ、各集落で助け合い・支え合いにつながるようなボランティア育

成・組織づくりも必要であるとの意見も出されました。

これに対しましては、本事業により３センターに常駐する職員がそれぞれの地域へ出向き、事業を展開することも考えているとのことでもあります。

このほか、この種の事業に係る国・県の補助金はいつまでもあるものではなく、これらの補助金を活用してＮＰＯが職員を雇用した場合、補助金がなくなると、解雇することも懸念される。事業を大きくすれば責任も出てくることから、将来にわたっての事業展開も考えるべき等の意見が出されました。

同じく、３款２項２目 保育所運営費中、１３節委託料・１７節公有財産購入費の中で、市街地３園高台移転土地造成業務や市街地３園高台移転土地購入費が計上されていることについて、園児の生命を守るため早急な対応を行ったことは評価できるが、このうち、市街地３園高台移転土地造成業務をなぜ委託料で計上するのかとの意見が出されました。

執行部によりますと、起債を利用し、まず、市が建設用地を直接購入し、その後、土地造成を土佐清水市土地開発公社へ委託するとのことでもあります。

土地開発公社への業務委託については、所管する福祉事務所が土木工事等の経験がない状況の中で、安全に間違いなく施行が行われ、次の設計にかかれるよう早いうちから事務を進めるため、土地開発公社へ委託をするもので、残りの部分は自分たちがしっかりと対応していきたいということでもあります。

委員からは、土地開発公社へ業務委託することで手数料が発生する。委託しても土地開発公社が直接工事を行うのではなく、コーディネートをするだけである。それなら工事請負費で予算計上し、全庁的な取り組みとして実施すべきであるとの意見が出されました。

これに対し、設計等の専門的技術を要する事務は既に全庁的に取り組んでもらうようになっているが、庁内の土木技師は都市計画も含めて避難道の整備等で手いっぱいの状況となっているため、土地造成は、経験のある土地開発公社に委託するほうが正確で、よりよい事業ができるとの判断から今回の方法を選択したとのことでもあります。

また、本件につきましては、執行部より、市民にとって一番よい方法で担当職員も責任が持てる方法等があれば、教えてほしいとの発言がありました。

このことについては、委員から市直営で業務を実施すべきであり、委託すべきでない。工事請負費で計上するのが一番よい方法と考えている。庁内の技術者等が多忙なのはわかるが、市の大型プロジェクトであるので全庁的に取り組むことが一番よい方法と考えているとの意見が出されました。

同じく、５款１項３目１９節 あしずり黒潮米ブランド化支援事業補助金について、説明を求めました。

執行部によりますと、ニカスを使用し、減農薬でつくる米をあしずり黒潮米としてブランド化の取り組みを行うもので、足摺温泉協議会にもホテル等での使用を相談したり、試食も兼ねたPRも計画し、まさに農林・水産・観光がコラボした商品として取り組んでいきたいとのことであります。

委員からは、しっかりとした特産品にするためには、科学的な成分分析を行い取り組むべき。いくら販売促進を行っても、これだけの効果があるということを科学的に説明しないと消費者には受け入れられない。一時的に売れても長続きしない等の意見が出されました。

これに対し、市内のニカスを使うことによって、これだけの成分ができているといったような具体的な数値が必要と思っており、ぜひ、取り組んでいきたいとのことであります。

このほか、各地域でブランド化が行われている中で、あらゆる人脈を活用して、献上米としての取り組みも必要ではないか、マスコミの活用も検討すべき等の意見も出されました。

同じく、6款1項3目13節 観光型スポーツツーリズム推進事業について、ここ数年、野球のキャンプ合宿が行われている中で、来年度の新たな事業として大いに期待できる。観光振興は言うに及ばず、スポーツ振興に寄与できるタイムリーな事業であると評価する。野球に限らず、多くのスポーツ合宿が図れるよう働きかけをしていただきたい。その際、市内で合宿を希望するところがあれば、宿泊先は本事業の委託先のみではなく、観光協会を通じて分配できる仕組みづくりを願いたい等の意見が出されました。

執行部によりますと、今回はスポーツ合宿の関係で5団体2,000泊の実績となっているが、25年度については野球だけではなく、多くのスポーツ団体・プロアマ問わず、アプローチすること。市の委託事業であるので、来ていただいた人には、一部の宿泊施設だけでなく、足摺温泉協議会等利用できる宿泊施設を含めて、どういうふうにすれば、市内にお客さんが来て、分配できるのか等の調査事業も含めて委託するとのことであります。

また、委員からは、この事業により一部の業者に偏るということではなく、市内観光業全体に波及効果をもたらすような取り組みでないと理解が得られない。そのためにも委託料が有効に使われているか、委託事業がどのように進捗しているか指導監督を行い、常に連携をとりながら臨むべきとの意見が出されました。

これに対し、業者に対して、市の観光業が元気になる事業にしなければならないと伝えており、理解していただいていると考えている。また、事業が始まれば常に連携し、指導監督にも努めたいとのことであり、了承いたしました。

このほか、キャンプ合宿が行われる際には、応援があれば選手たちのやる気にもつながることから、市民に紹介や周知することも必要ではないか等の意見も出されました。

同じく、6款1項4目13節 白山洞門展望足湯施設指定管理業務について

当該施設の利用実績の報告を求めたところ、無料の施設であり利用者の把握はされていないとのことであります。

委員からは、無料なので、利用者数がわからないということは問題ではないか。今後の問題として指定管理者に委託する場合でも、利用者数は把握しておくべきである。予算を出して委託しているのに実態がわからないでは、話にならない等の意見が出されました。

これに対し、委託事業の効果や、観光客の動向はどうか等把握することも含め、指定管理者とどういう方法で把握できるか協議していきたいとのことであり了承いたしました。

同じく、9款3項1目13節 スクールバス運行業務について

中学校の統合に伴う7つのルートによる通学は、生徒たちにとって初めての経験であり、初日によりおくれること等が懸念される。また、生活リズムが1時間以上も変わる者も出てくることも想定される。その対応に向け、リハーサルや試運転は必要ないかとの意見が出されました。

執行部によりますと、事前に運転を行うタクシー会社等の代表者や運転手とともにルートや停車場所、時間等の確認を予定しているとのことであります。

また、中学校では、4月2日からクラブを始めるとのことであり、この時であれば、時間に余裕があることから各停車場所ごとに確認したいとのことであります。

4月4日には、学校見学会も予定されており、このとき生徒がスクールバスを利用することになるので、停車場所で多少待機するなど、乗り過ごしがないよう確認しながら、本番に向けて対応したいとのことであります。

保護者に対しても、ルートや停車場所については、写真等活用し、注意喚起したいとのことであります。

これに対して、委員から生徒にとって新しい出発であり、生徒やその父兄へしっかりと対応し、準備万端にして臨んでいただきたいとの要請が行われました。

その他、歳出については、特に意見もなく了承いたしました。

2、議案第12号 平成25年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について

委員から、この事業は、現在の国のエネルギー政策に合わせたもので、適正なものと判断する。本市の場合、発電効率がよいことも示され、また遊休地の活用の観点から、この事業の執行は評価する等の意見が出されました。

また、この事業を成功させるためには、イニシャルコストをいかに下げるかということにならざるを得ず、設備認定や系統連系の申請等のため、ソーラーパネルやパワーコンディショナーのメーカーや機種が決定しているとのことであるが、そういう中で競争原理が働くことは難しく、これら特定されたものをいかに安く、しっかりと設置すべきだと思うとの意見が出され

ました。

執行部によりますと、系統連系の申請の際、電気の機器、ソーラーパネル等全てにおいてカタログ添付の上、申請する必要があるので、機器類を選定し手続を行った。３月１日付で回答をいただき、売電料４２円の単価を担保するための告示に規定する接続申請書の手続も終了した。

そういう機器類が決まった状況の中で、競争原理をどう働かせるか、どういうやり方がベストなのか、入札審査会で検討していきたいとのことであります。

このほか、日本全体でソーラーパネルが不足している実態があり、国産メーカーのものはほとんど手に入らない状況の中で、パネルの確保や事務処理等計画どおりできるのか、工事のおくれ等により、余分な経費がかかることも懸念されることから早急に対応するよう要請いたしました。

３、議案第 １号「平成２４年度土佐清水市一般会計補正予算（第６号）について」

議案第 ２号「平成２４年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」

議案第 ３号「平成２４年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算（第２号）について」

議案第 ４号「平成２４年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算（第１号）について」

議案第 ６号「平成２５年度土佐清水市水道事業会計予算について」

議案第 ７号「平成２５年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」

議案第 ８号「平成２５年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」

議案第 ９号「平成２５年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」

議案第１０号「平成２５年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」

議案第１１号「平成２５年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」

以上、１０件につきましては、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました予算案について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

以上でございます。

○議長（岡林守正君） 総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君。

（総務文教常任委員会委員長 橋本敏男君登壇）

○総務文教常任委員会委員長（橋本敏男君） おはようございます。

今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第13号「再生可能エネルギー事業特別会計条例の制定について」

議案第14号「土佐清水市防災対策加速化基金条例の制定について」

議案第20号「土佐清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第23号「土佐清水市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第24号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

議案第25号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第26号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第28号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第30号「土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第31号「土佐清水市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第32号「こうち人づくり広域連合規約の一部変更について」

議案第33号「幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」

議案第34号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」

以上、13件については、特に意見もなく了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 産業厚生常任委員会委員長 永野 修君。

（産業厚生常任委員会委員長 永野 修君登壇）

○産業厚生常任委員会委員長（永野 修君） 今期定例会で付託を受けました事件について、その審査の概要と結果について報告をいたします。

1、議案第29号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」

執行部の説明によりますと、平成16年度末に3億8,100万円程度あった財政調整基金が平成25年度当初予算の段階で底をつき、今後、安定的な財政運営を行うためには、今回の条例改正が必要であり、この内容については、本年度3回開催した国保運営協議会からの答申に基づくものであるとのことであります。

委員からは、今回の改正により、国保税の一世帯当たりの金額は平均で19.7%引き上げられることとなり、現在の被保険者の生活状況からすれば、到底認められないとの意見や国保会計が逼迫している状況であることはよくわかっているが、今回のように19.7%という極端な引き上げによって、滞納世帯や正規の保険証を交付されない方がふえることが懸念され、こういった方々がふえることを抑える手法を考える必要があるとの意見が出されましたが、本議案については、採決の結果、賛成多数により可決いたしました。

2、議案第15号「土佐清水市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」

議案第16号「土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について」

議案第17号「土佐清水市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」

議案第18号「土佐清水市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の制定について」

議案第19号「土佐清水市公園条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第21号「土佐清水市保育所条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第22号「土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

議案第27号「土佐清水市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について」

以上、8件につきましては、特に意見もなく、了承いたしました。

以上のとおり、当委員会が付託を受けました事件について、それぞれ原案のとおり可決いたしました。

○議長（岡林守正君） 以上で、各委員会の審査結果の報告は終わりました。

ただ今から、各委員長報告に対する質疑に入ります。

予算決算常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

予算決算常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

予算決算常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、総務文教常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、平成24年12月土佐清水市議会定例会で付託した議案の審査結果についても、あわせてお願いいたします。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、総務文教常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

総務文教常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

次に、産業厚生常任委員会委員長は、委員長席にご着席をお願いいたします。

産業厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

以上で、産業厚生常任委員会委員長に対する質疑を終わります。

産業厚生常任委員会委員長は、自席にお戻り願います。

以上で、委員長報告に対する質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時27分 休 憩

午前11時00分 再 開

○議長（岡林守正君） 休憩前に続いて会議を開きます。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決に入ります。

議案第1号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」を採決いたします。

議案第1号「平成24年度土佐清水市一般会計補正予算（第6号）について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第1号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「平成24年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を採決いたします。

議案第2号「平成24年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第2号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号「平成24年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第2号)について」を採決いたします。

議案第3号「平成24年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計補正予算(第2号)について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第3号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号「平成24年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について」を採決いたします。

議案第4号「平成24年度土佐清水市介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第4号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成25年度土佐清水市一般会計予算について」を採決いたします。

議案第5号「平成25年度土佐清水市一般会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第5号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（岡林守正君） 起立多数であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号「平成25年度土佐清水市水道事業会計予算について」を採決いたします。

議案第6号「平成25年度土佐清水市水道事業会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第7号「平成25年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立多数であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号「平成25年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」を採決いたします。

議案第8号「平成25年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第8号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」を採決いたします。

議案第9号「平成25年度土佐清水市介護保険特別会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号「平成 25 年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第 10 号「平成 25 年度土佐清水市指定介護老人福祉施設事業特別会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 10 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号「平成 25 年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第 11 号「平成 25 年度土佐清水市介護サービス事業特別会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 11 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号「平成 25 年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」を採決いたします。

議案第 12 号「平成 25 年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計予算について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 12 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号「再生可能エネルギー事業特別会計条例の制定について」を採決いたします。

議案第 13 号「再生可能エネルギー事業特別会計条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第 13 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第１３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１４号「土佐清水市防災対策加速化基金条例の制定について」を採決いたします。

議案第１４号「土佐清水市防災対策加速化基金条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第１４号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第１４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１５号「土佐清水市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」を採決いたします。

議案第１５号「土佐清水市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第１５号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第１５号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１６号「土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

議案第１６号「土佐清水市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第１６号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第１６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第１７号「土佐清水市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」を採決いたします。

議案第１７号「土佐清水市道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第１７号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号「土佐清水市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の制定について」を採決いたします。

議案第18号「土佐清水市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る特定道路の構造、特定公園施設の設置及び信号機等に関する基準を定める条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第18号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号「土佐清水市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第19号「土佐清水市公園条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第19号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号「土佐清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第20号「土佐清水市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第20号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(岡林守正君) 起立全員であります。

よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号「土佐清水市保育所条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第21号「土佐清水市保育所条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員

長の報告は、原案可決であります。

議案第２１号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第２１号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２２号「土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第２２号「土佐清水市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第２２号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第２２号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２３号「土佐清水市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第２３号「土佐清水市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第２３号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第２３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２４号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第２４号「土佐清水市職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第２４号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第２４号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２５号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第２５号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対

する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第２５号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第２５号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２６号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第２６号「土佐清水市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第２６号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第２６号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号「土佐清水市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第２７号「土佐清水市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第２７号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第２７号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第２８号「土佐清水市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第２８号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第２８号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第２９号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第２９号「土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」に対

する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第２９号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立少数であります。

よって、議案第２９号は、否決されました。

次に、議案第３０号「土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第３０号「土佐清水市社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第３０号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第３０号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３１号「土佐清水市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」を採決いたします。

議案第３１号「土佐清水市立中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第３１号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第３１号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３２号「こうち人づくり広域連合規約の一部変更について」を採決いたします。

議案第３２号「こうち人づくり広域連合規約の一部変更について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第３２号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第３２号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３３号「幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」を採決いたします。

議案第３３号「幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第３３号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第３３号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」を採決いたします。

議案第３４号「土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について」に対する委員長の報告は、原案可決であります。

議案第３４号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、議案第３４号は、原案のとおり可決されました。

次に、平成２４年１２月土佐清水市議会定例会で付託した議案の審査結果について採決いたします。

市議会議案第１０号「土佐清水市再生可能エネルギー基本条例の制定について」に対する委員長の報告は修正でありますので、まず委員会の修正案について採決いたします。

委員会の修正案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただ今、修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除く部分を原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、修正部分を除く原案は可決されました。

日程第２、委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第１１１条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ただ今、市長から同意案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、同意案第1号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、同意案第1号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

同意案第1号を議題といたします。

職員に議案の朗読をいたさせます。

（議案朗読）

○議長（岡林守正君） 朗読は終わりました。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

市長。

（市長 杉村章生君登壇）

○市長（杉村章生君） ただ今ご提案いたしました同意案第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、「固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

昭和61年4月3日より27年にわたり、固定資産の適正な評価等にご尽力を賜ってまいりました野村秀里氏が、本年4月2日をもちまして任期満了となります。この間における同氏の固定資産評価審査委員会委員としてのご労苦とご努力に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げる次第であります。

つきましては、その後任といたしまして、小江町、西村和興氏を選任いたしたいと考え、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして、ご同意をお願いするものであります。

西村氏は、現在、司法書士として地域の発展にご尽力されているなど、豊富な経験に加え、その人格識見は同委員として適任であると考えるところであります。

以上、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（岡林守正君） 提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

本件は、人事案件でもありますので、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決したいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び委員会付託並びに討論を省略し、採決することに決しました。

直ちに採決いたします。

同意案第1号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」同意の方はご起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、同意案第1号は同意されました。

ただ今、市議会議案第2号「生活保護制度の見直しに関する意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第2号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第2号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第2号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

14番、武藤 清君。

（14番 武藤 清君登壇）

○14番（武藤 清君） 意見書（案）を朗読をいたしまして、提案理由の説明にいたしたいと思います。

生活保護制度の見直しに関する意見書（案）

政府は、2013年度予算案において、ことしの8月から生活扶助基準額を引き下げ、3年間で段階的に約670億円を削ることを決定しました。

さらに、期末一時扶助を70億円減らすとともに、新たな生活困窮者支援制度を行うなどによって、年間450億円の削減を見込んでいます。

生活扶助基準額の引き下げによって、受給額が減少する生活保護世帯は96%にも及び、平

均で6.5%、最大で10%の減少となります。

特に、子育て世帯の削減幅は大きく、子どもの貧困・貧困の連鎖を悪化させかねません。

今回の生活扶助基準の見直し方法には、大きな問題があります。一つは低所得者の中でも最下位の所得階層と生活保護世帯の消費実態を比較している点です。長引く不況、格差が拡大する中で、低所得者層の生活は、地盤沈下を起こしており、この比較では生活扶助基準額が引き下げられるのは自明の理です。

二つ目は、物価下落分を理由とした削減です。耐久消費材は価格が下がっていても、食費、光熱水費などの価格は下がっておらず、日々の生活への影響は甚大です。そもそも生活保護には物価の変動を反映するルールはなく、「生活保護基準部会報告書」も物価下落分の反映について触れていません。物価下落分を引き下げる根拠が不明確です。

「先に削減ありき」のこのやり方は、国民の「健康で文化的な最低限度の生活」をとめどなく引き下げることにつながり、日本国憲法第25条「生存権」を具現化した生活保護制度の機能を大きく損なうことになりかねません。

また、生活扶助基準は、税制や社会保障制度、生活のさまざまな施策に連動しているため、その影響は低所得者層を中心に国民生活に大きな混乱、大きな負担増を強いることが懸念されます。

よって、土佐清水市議会は、国会及び政府に対し、下記事項について強く要請します。

記

1、生活扶助基準の引き下げを撤回すること。

最低生活費の算定に当たっては、社会保障審議会「生活保護基準部会」委員が独自に行った調査研究、並びに2010年「ナショナルミニマム研究会中間報告」を参考として、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する額にすること。

2、新たな生活困窮者支援制度を構築するに当たっては、社会的包摂の考え方を基盤とし、真に当事者の就労・自立支援、生活の安定に資するものとする。

3、最低賃金の引き上げ、雇用のルールを強化し、ワーキングプアをなくすこと。ひとり親家庭の父母に対する就労支援を強化すること。

4、子どもの貧困問題、貧困の連鎖の観点から生活保護制度のあり方を検討すること。

5、年金制度の最低保障機能を高め、高齢者、障がい者の貧困の問題に抜本的な取り組みを行うこと。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第２号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案第２号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第２号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第２号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第２号「生活保護制度の見直しに関する意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第２号「生活保護制度の見直しに関する意見書の提出について」原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立多数であります。

よって、市議会議案第２号は原案のとおり可決されました。

ただ今、市議会議案第３号「高速道路休日特別割引の復活等を求める意見書の提出について」の議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、市議会議案第３号を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第３号を日程に追加し、議題とすることに決しました。

市議会議案第３号を議題といたします。

この際、提出者に提案理由の説明を求めます。

１１番、仲田 強君。

（１１番 仲田 強君登壇）

○１１番（仲田 強君） 市議会議案第３号は、今議会３月７日に一般社団法人足摺温泉協議会、土佐清水市旅館組合、土佐清水市観光協会、竜串観光振興会のそれぞれの代表者の連名で、岡林守正議長に提出された要望書に基づく意見書提出でございます。

意見書の案文の朗読をもって、提案理由の説明にかえさせていただきます。

高速道路休日特別割引の復活等を求める意見書（案）

土佐清水市の観光は、東日本大震災の影響や高速道路通行のＥＴＣ装着車に対する休日割引の廃止、また、大河ドラマ「龍馬伝」に関連した博覧会が終了したこともあって、市発表の観光統計によりますと、平成２３年中の観光客数は６８万５,０００人となり、過去最低の入り込み状況となっております。また、宿泊利用者也２０万人を割り込み、過去最低の１８万５,０００人となっており、こうした状況は今後も続くものと予測されます。

このような中、市内の観光関連業者は、生き残りをかけ、土佐清水市のファン確保・拡大を目指し、宿泊情報等の情報発信、旅行業者へのセールス・誘致活動、地域の特性を生かした体験観光メニュー及び観光資源の商品化の促進・強化等日々努力を重ねていますが、地理的ハンディを抱える本市にとりまして、大きな効果が期待できる状況にはありません。

昨年１２月には、高知県幡多地区の希望を一身に背負い高知自動車道が四万十町中央ＩＣまで延伸となり、観光客の入り込みが期待されたところではありますが、その効果も現れず、特にことし、正月の入り込みに至っては、過去に例を見ない少ない入り込みとなっております。

以前には、通称「１,０００円高速」制度を利用し、マイカーによる観光客が本市を多く訪れた経過もあるが、平成２３年６月１９日に終了し、現在はその恩恵も全く感じられません。

本市のような地方の観光地、特に公共交通機関による運行も少なく、地理的ハンディを抱える遠隔地にとっては、このような高速道休日特別割引や遠距離利用による優遇対策の創設は観光振興に大きく貢献するものと考えられるところであります。

よって、国におかれては、その存続さえも危ぶまれている地方観光の実情を踏まえ、土・日・祝日の高速道１,０００円割引の復活等、国策による地域の振興策の創設を求めるものである。

以上でございます。何とぞご賛同よろしく願いいたします。

○議長（岡林守正君） 以上で、提案理由の説明は終わりました。

ただ今から質疑に入ります。

市議会議案第３号について質疑の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

お諮りいたします。

市議会議案第３号については、会議規則第３７条第３項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、市議会議案第３号については委員会付託を省略することに決しました。

市議会議案第３号の委員会付託を省略いたします。

ただ今から討論に入ります。

討論の方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

ただ今から採決いたします。

市議会議案第３号「高速道路休日特別割引の復活等を求める意見書の提出について」を採決いたします。

市議会議案第３号「高速道路休日特別割引の復活等を求める意見書の提出について」原案に賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（岡林守正君） 起立全員であります。

よって、市議会議案第３号は原案のとおり可決されました。

日程第３、「議員派遣について」を議題といたします。

お諮りいたします。

地方自治法第１００条第１３項及び土佐清水市議会会議規則第１６７条の規定に基づき、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等の諸手続について、議長にご一任願いたいと思います。

これにご異議の方はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡林守正君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の議員派遣については、必要に応じ議長に一任することに決しました。

以上をもちまして、今期定例会の全日程を終了いたしました。

この際、執行部の挨拶を許します。

市長。

（市長 杉村章生君登壇）

○市長（杉村章生君） 閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

今議会は、３月５日開会以来、今日まで長期間にわたりまして、ご熱心にご審議賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

大変多くの議案について、それぞれ適切なるご決定をいただき、さらに、審議中、ご意見、ご指摘などをたくさん受けましたことにつきましても、職員に対して一層、指導を強化して、注意を促しながら、今後の行政に十分生かしていく所存でございます。

私もこの任期の４年間、本当にありがとうございました。来る５月には再び市民の審判を受ける身でございます。厳しい審判を受けつつも、自分の過去の実績と今後の政策を訴えて、率直なご判断を受ける決意であります。

今、世界も我が国も大変な試練のときを迎えていますが、ともかくふるさと土佐清水が元気で活力にあふれ、高齢化・少子化の波をかぶりつつも、力強く立ち上がり、予想される災害にもひるまず、前進していく施策を集中しなければなりません。

中長期の視点を持ちつつ、足元をきっちりと見つめて、一步一步確実に発展するべきであると考えております。

ともあれ、皆さんもお元気で、一層政治活動にまい進されますよう、また本市のさらなる発展をともに願いながら、頑張ることをお誓い申し上げたいと思います。

重ねて任期中のご協力に対し、厚く御礼を申し上げ、市民の皆様の一層のご多幸と本市の飛躍発展を願いつつ、閉会のお礼とさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

○議長（岡林守正君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る３月５日開会以来、本日までの１８日間にわたる会期でございましたが、平成２５年度当初予算をはじめ、平成２４年度補正予算や各条例改正案などの議案が提出されました。

議員各位におかれましては、それぞれ熱心にご審議をいただき、おかげをもちまして、全議案を議了し、閉会の運びとなりました。

今期定例会は、２名の質疑者、９名の一般質問者があり、また委員会審査などを通じて活発な議論が交わされたところであります。

会期中の議会運営につきまして、議員各位のご協力に対しまして、心から感謝を申し上げます。

来月からは新たな年度が始まりますが、先ほど議決いたしました新年度予算を有効に活用し、さらに市民福祉の向上に寄与されることを強く望むものであります。

最後になりましたが、今月末をもって退職されます職員の皆さんには、長年にわたる市行政へのご功績に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げますとともに、今後も健康にはくれぐれもご留意していただき、長年にわたる行政経験をもとに、地域住民とともにご活躍されますようご祈念申し上げるとともに、議員並びに執行部各位におかれましても、なお一層ご活躍くださいますようお願いいたします。

これをもちまして、平成２５年３月土佐清水市議会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。（拍手）

午前１１時４６分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

土佐清水市議会 議長

副議長

署名議員

署名議員